

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 8 月 1 日
【会社名】	株式会社学びエイド
【英訳名】	Manabi-aid Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣政 愁一
【本店の所在の場所】	東京都文京区向丘二丁目 3 番10号
【電話番号】	03 - 6801 - 8521 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長兼総務課長 杉浦 久恵
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区向丘二丁目 3 番10号
【電話番号】	03 - 6801 - 8521 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長兼総務課長 杉浦 久恵
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2025年7月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年7月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化することでコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、権限委任による意思決定と業務執行を迅速化し、持続的な企業価値の向上を目指すことを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

機動的な配当政策及び資本政策の実施を図るため、剰余金の配当等を取締役会の権限においても決定できるよう変更案第32条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、これに伴い、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

上記の各変更に伴う条数の変更及びその他所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、廣政愁一、杉浦久恵、鈴木健一、平林明日樹、隈井恭子を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、小野誉之、石塚亮平、大西ひとみを選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を「年額500百万円以内（うち社外取締役年額100百万円以内。）」とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額100百万円以内」とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	15,789	54	0	(注) 1	可決 99.63
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)5名選任の件					
廣政愁一	15,692	151	0	(注) 2	可決 99.02
杉浦久恵	15,703	140	0		可決 99.09
鈴木健一	15,703	140	0		可決 99.09
平林明日樹	15,701	142	0		可決 99.07
隈井恭子	15,777	66	0		可決 99.55
第3号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
小野誉之	15,781	62	0	(注) 2	可決 99.58
石塚亮平	15,783	60	0		可決 99.59
大西ひとみ	15,783	60	0		可決 99.59
第4号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬等の額 決定の件	15,748	95	0	(注) 3	可決 99.37
第5号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額 決定の件	15,759	84	0	(注) 3	可決 99.44

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上